

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日
国立研究開発法人理化学研究所
◎調達機関番号 814 ◎所在地番号 11

1. 改正された規則の名称等

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」、2012年3月30日ジュネーブで作成された改正後の政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、会計規程（平成15年規程第62号）及び契約事務取扱細則（平成15年細則第76号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（契約の方式）

第4条 特定調達契約につき契約を締結する場合においては、第22条の規定により随意契約によることができる場合を除き、一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）に付さなければならない。

2 競争は、入札の方法をもって行うものとする。

第4条の2 契約担当役は、特定調達契約において、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、契約実績を要求することができるが、契約実績を日本国内において取得していることを条件と課さないこととする。

第2章 競争参加者資格及び資格審査

（競争参加者資格）

第5条 契約業務部長は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合には、当該競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認められた事項に関し、当該競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を定めるものとする。

（資格審査の公示）

第6条 契約業務部長は、前条に基づき競争参加者資格を定めたときは、その基本事項並びに競争参加者資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請期間及び方法等を、官報により公示（以下「資格審査の公示」という。）をしなければならない。

（資格審査）

第7条 契約業務部長は、資格審査の公示を行った後、当該公示に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があったときは、速やかにその者が競争参加者資格を有するかどうかについて審査をしなければならない。

2 前項の規定により資格審査を行った場合には、一般競争及び指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(資格審査の申請期間)

第8条 資格審査の申請期間は、資格審査の公示を行う日から25日間以上としなければならない。ただし、この期間の経過後も資格審査の申請を随時受理するものとする。

(審査期間経過後における資格審査の申請等)

第9条 契約業務部長は、資格審査の申請期間を経過した後、当該期間内に資格審査の申請を行うことができなかつた者から資格審査の申請があつた場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができると認められるときは、資格審査の申請を受理するものとする。

2 前項の規定により資格審査の申請を受理した場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行つた者に通知しなければならない。

3 第1項の資格審査の申請を行つた者から入札書の提出があつた場合で、開札の日時までに資格審査が終了しなかつたときは、その入札書を返却するものとする。

第3章 公告及び公示

(一般競争の公告)

第10条 契約担当役は、第4条に規定する一般競争の方式により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(1) 研究所名

(2) 契約の基本事項（一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称及び数量を含む。）

(3) 競争参加者資格に関する事項

(4) 競争契約参加資格審査事務取扱細則（平成15年細則第78号）第4条に規定する競争参加資格審査申請の時期及び場所

(5) 第14条の入札説明書及びその他契約に関して必要とされる文書の交付に関する事項

(6) 入札書を受理する場所及び入札書の受理期間

(7) 開札の日時及び場所

(8) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(9) 第20条に規定する落札者の決定の方法

(10) 契約の手続きにおいて使用する言語

2 前項の規定による公告をするときは、次の各号に掲げる事項を英語を使用して記載するものとする。

(1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 納入期限

(3) 納入場所

(4) 競争参加者資格

(5) 入札期日又は競争契約参加資格審査事務取扱細則第4条に規定する競争参加資格審査申請の時期

(6) 契約担当者等の氏名及びその所属する部課の名称

3 前2項に規定する公告は、入札書を受理する最終期日（あらかじめ競争参加者資格を審査せず、一般競争の公告後において、競争参加者資格を審査する場合にあっては、当該審査の申請書を受理する最終期日）の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日）までにこれをしなければならない。ただし、緊急事態により、やむを得ない場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

（指名競争の公示）

第11条 契約担当役は、第4条に規定する指名競争の方式により契約を締結しようとするときは、第10条第1項及び第2項の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

（1）会計規程第15条の規定による基準に基づく指名競争において次の各号に掲げる事項。

（2）指名する者の数を制限する場合には、当該指名する者の数。

2 契約担当役は、指名競争参加者資格の審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められた者に対し、指名競争参加者として指名された旨の通知（以下「指名の通知」という。）を行うものとする。

3 前項の指名の通知は、資格審査の申請者に対し、同一の日において行うものとする。

4 第1項の公示は、入札書を受理する最終期日（あらかじめ指名競争参加者資格を審査せず、指名競争の公示後において、指名競争参加者資格を審査する場合にあっては、当該審査の申請書を受理する最終期日）の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日）までにこれをしなければならない。ただし、緊急事態により、やむを得ない場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

（指名の通知を受けることを条件とした入札書の受理）

第12条 契約担当役は、指名競争参加者資格の審査の申請を受理された者から入札書の提出があった場合には、開札の日時までに資格審査の申請者が指名の通知を受けることを条件として、入札書を受理するものとする。

（指名競争参加者資格を有すると認められなかった者に対する通知）

第13条 契約担当役は、指名競争参加者資格の審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められなかった者に対しては、その旨の通知を行うものとする。また、当該通知を受けた者から請求があった場合には、指名競争参加者資格を認めなかった理由について通知するものとする。

（入札説明書の交付）

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により入札説明書を交付する。入札説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第10条第1項各号に掲げる事項（入札説明書の交付に関する事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) その他必要な事項

第4章 入札及び落札者の決定の方法

(入札)

第15条 特定調達契約の入札は、書面をもって、直接又は郵便等により行わせるものとする。
(入札書の引換等の禁止)

第16条 契約担当役は、特定調達契約につき入札を行う場合には、入札者が提出した入札書の引換、変更又は取消をさせてはならない。
(入札の無効)

第17条 契約担当役は、特定調達契約につき競争に付した場合には、競争参加者資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とするものとし、無効とされた入札を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(技術審査)

第18条 契約担当役は、提出された入札仕様書等について、別に定めるところにより技術審査を行い、開札の対象とするか否かを決定しなければならない。

2 契約担当役は、技術審査において、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、次の各号に掲げることを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

3 契約担当役は、技術審査において、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限るものとする。

(開札)

第19条 契約担当役は、公告又は公示において示した開札の日時及び場所において、入札者を立ち会わせて開札を行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

(落札者の決定の方法)

第20条 特定調達契約につき競争に付した場合における落札者は、価格及びその他条件が最も有利なものをもって入札を行った者とする。ただし、需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。この場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとする。

2 契約担当役は、他の入札書に記載された価格より異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格がWTOの補助金協定上の補助金（「補助金及び相殺措置に関する

協定」)の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した参加者に確認を求めるものとする。

(落札者の決定に関する通知等)

第21条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7営業日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

第5章 隨意契約

(随意契約によることができる場合)

第22条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 競争に応ずる入札がないとき、再度の入札を行っても落札者がないとき、落札者が契約を結ばないとき又は行われた入札がなれ合いによるものであるとき若しくは入札に関する条件に合致していないとき。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等又は特定役務の調達をする場合であって、当該調達の相手方が特定されるとき。
- (3) 既に調達した物品等又は特定役務(以下この号において「既調達物品等」という。)の部分的な交換その他既調達物品等に連接して使用し又は提供される物品等又は特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば、既調達物品等の使用等に著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 調査、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、初めて開発された物品等を調達するとき。
- (5) 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなつた追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたもの

であり、かつ、既契約工事の入札に係る第10条の規定による公告又は第11条の規定による公示においてこの号の規定により同種工事の調達をすることが明らかにされている場合に限る。

(7) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を調達するとき。

(8) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

第6章 記録及び苦情処理等

(競争に関する記録)

第23条 契約担当役は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録を作成し、保管するものとする。

(1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名

(2) 入札者の申込みに係る価格

(3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

(4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

(5) 第9条第2項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項

(6) その他必要な事項（随意契約に関する記録）

第24条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によつた場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(落札情報の公示)

第25条 契約担当役は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をその日の翌日から起算して72日以内に、官報により公示しなければならない。

(1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 契約を担当する者の氏名並びに研究所名及び所在地

(3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 第10条の規定による公告又は第11条の規定による公示を行つた日

(8) 随意契約による場合にはその理由

(9) その他必要な事項

(苦情の処理)

第26条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかつた入札者からの苦情その他特定調達契約に係る統一的な情報提供、相談、苦情の処理に当たる窓口を設置し、当該業務に当たる職員を指定するものとする。

(個人交付研究補助金等)

第27条 個人交付研究補助金等の取扱いについては、別に定めるものとする。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、既に行われている契約に係る手続きその他の行為については、この規程によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成23年5月26日規程第33号）

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規程第10号）

- 1 この規程は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日規程第61号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日規程第99号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

2. この公表に関する問い合わせ先

国立研究開発法人理化学研究所 契約業務部契約第1課 TEL 048-467-9508